

令和 2年度

東京港直轄施工管理用カメラシステム借上及び保守

仕 様 書

令和 2 年 2 月
国土交通省関東地方整備局
東京港湾事務所

1. 業務概要

本業務は、東京港における直轄工事の施工管理及び国有財産の管理、災害時等における被災状況、復旧状況の把握に活用するために、施工管理用カメラシステム一式の借上及び保守を実施するものである。

2. 設置場所

東京都江東区青海地先及び有明地先

ただし受渡場所は東京都 江東区新木場 1-6-25 関東地方整備局 東京港湾事務所 とする。

3. 借上及び保守期間

令和2年4月1日(予定)から令和3年3月31日までとする。また借上機器は、借上開始日に設置するものとし、借上及び保守期間の終了日に撤去作業を予定している。

4. 借上機器の条件

(1) ネットワークカメラ: 4台

- ・画質はVGA以上であること。
- ・ズームは光学18倍、デジタル(最大)288倍以上であること
- ・画像解像度は800×600以上であること
- ・映像素子は、1/3型MOSセンサーであること。
- ・最低被写体照度(カラー)は、0.019ルクス以上であること。
- ・有効画素数は、48万画素数以上であること。
- ・水平回転範囲は、0度～350度であること。
- ・垂直回転範囲は、120度以上であること。
- ・屋外設置対応であること。
- ・逆光補正機能を有すること。
- ・録画映像はカラーであること。
- ・カメラ本体に1ヶ月分の録画機能を有していること。(クラウドに保存することも可とする)
- ・移動体通信を有していること。
- ・映像は、固定IPを利用して閲覧・制御できること。

(2) その他

- ・カメラは4～5月の期間は専用の三脚による設置を想定しているため、転倒防止策を施すことが可能な三脚を準備するものとする。また、その後はポール等への固定を予定しているため、専用の固定金具も付属品として準備すること。なお、カメラの設置及び撤去は発注者が行うものとし、設置方法については当所係官と協議するものとする。
- ・露出するケーブルは、配線保護材等を使用して保護すること。
- ・通信費、サーバー管理費は本契約に含むものとする。
- ・カメラに必要な電力は当所負担とする。

5. 保守等業務

- (1) 受注者は、借上機器を正常な状態で使用できるように、管理を行わなければならない。
- (2) 借上期間中、借上機器に対する保証を付保するものとする。
- (3) 本システムの利用マニュアルを提供すること。

6. 検査

本契約の検査は、3ヶ月毎に行うものとし、当所検査職員による給付の完了の確認をもって検査とする。

7. 支払い

代金の支払は、前項の検査完了後、受注者の適法な請求書を当局が受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

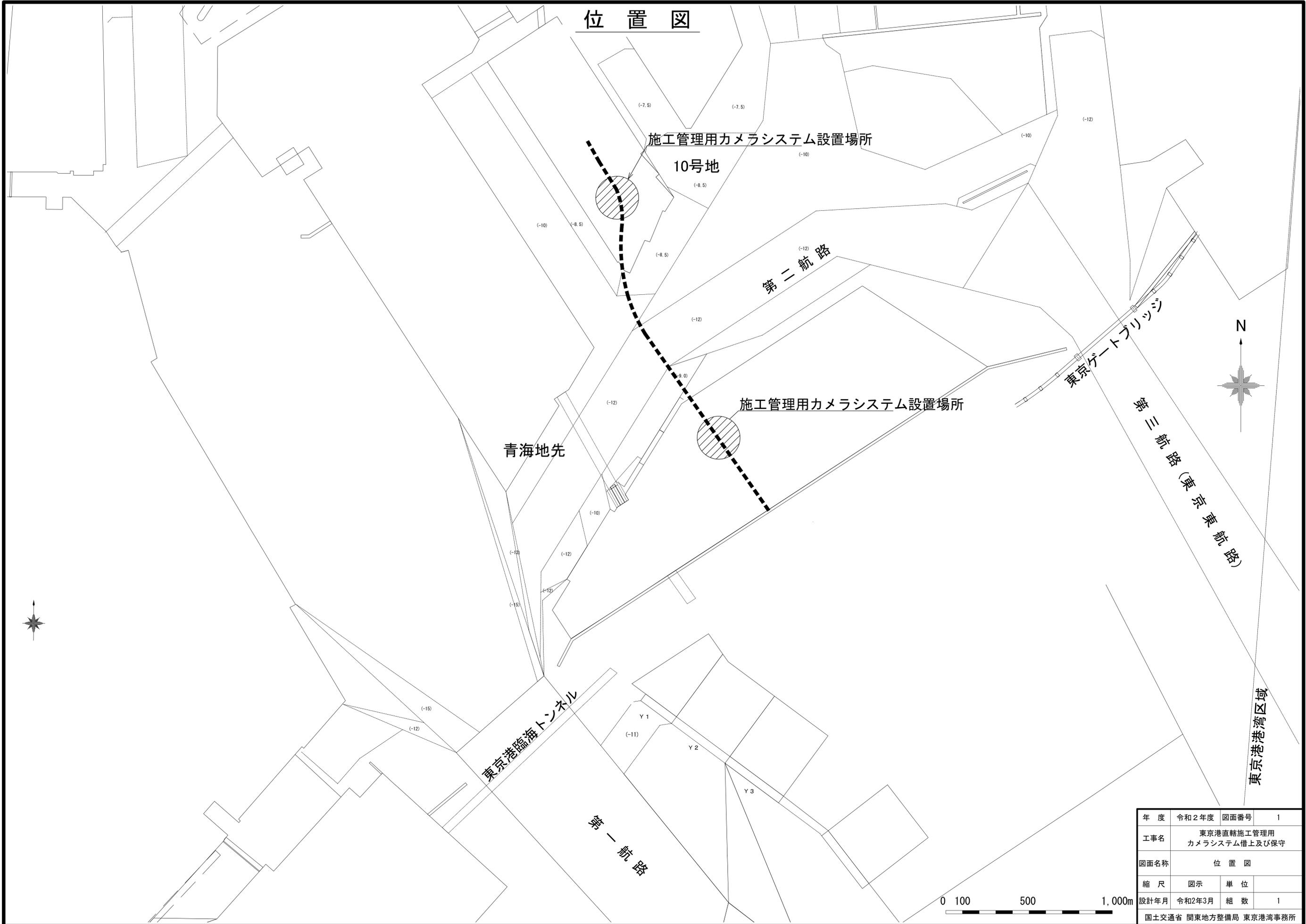
ただし、解約等により借上期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、当該月の日数により日割計算とする。この場合、1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

8. その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、全て当所係官と協議して決定しなければならない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、既設構造物に損傷を与えないように十分注意するものとする。万が一損傷を与えた場合は、速やかに当所係官に報告するとともに、受注者の責において原型に復旧するものとする。
- (3) 借上機器の事務所への搬入・調整は、受注者の負担において行うものとする。
- (4) 契約期間の満了又は解除等により、借上機器を撤去する場合は、受注者の負担において行うものとする。
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ① 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により当所係官に報告しなければならない。
 - ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - ④ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当所係官と協議しなければならない。

以 上

位置図



年度	令和2年度	図面番号	1
工事名	東京港直轄施工管理用 カメラシステム借上及び保守		
図面名称	位置図		
縮尺	図示	単位	
設計年月	令和2年3月	組数	1
国土交通省 関東地方整備局 東京港湾事務所			